

諮 問 第 6 2 1 号
環政評発第 2410171 号
令和 6 年 10 月 17 日

中央環境審議会

会 長 高 村 ゆかり 殿

環境大臣 浅 尾 慶 一 郎
(公 印 省 略)

今後の環境影響評価制度の在り方について（諮問）

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 41 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、今後の環境影響評価制度の在り方について貴審議会の意見を求める。

（諮問理由）

環境影響評価法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 27 号）の附則第 10 条において、「政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律による改正後の環境影響評価法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」こととされている。同法はその施行から 10 年が経過しており、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）については、当該規定に基づく見直しに向けた検討が必要な時期を迎えている。

この点、令和 6 年 5 月に閣議決定された第 6 次環境基本計画においても、「環境影響評価法については、前回改正の完全施行から 10 年が経過したことを踏まえ、附則の規定に基づき、改正法の施行の状況について検討し、より適正な環境配慮を確保するための制度の在り方について総合的な検討を行う」こととされているところである。

このような状況を踏まえ、今後の環境影響評価制度の在り方について、貴審議会の意見を求めるものである。